

大分市土地区画整理事業助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健全な市街地の造成と公共施設の整備を図るため、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第2項の規定により土地区画整理事業(以下「事業」という。)を施行しようとする者及びその施行者(以下「施行者等」という。)に対する助成について大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱の規定により助成措置を受けることができる事業は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 大分市総合計画及び大分市都市計画マスタープランに適合する事業であること。
 - (2) 市街化区域内又は法第14条第1項に規定する組合設立認可(以下「認可」という。)の申請までに市街化区域となることが予定される区域内で施行する事業であること。
 - (3) 都市計画決定された道路の新設又は改良を含む事業であること。
 - (4) 施行地区面積が10ヘクタール以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市が行う公共事業に関連した事業で市長が必要と認めた事業については助成措置を受けることができる。

(助成の措置)

第3条 市長は、施行者等に対し、次に掲げる助成を行うものとする。

- (1) 法第75条の規定に基づく技術的援助(以下「技術的援助」という。)
- (2) 次に掲げるものについては、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、国庫補助対象事業費及び法第120条の規定による公共施設管理者負担金(以下「公管金」という。)がある場合は、それらの額を除く。
 - ア 組合設立準備費用認可を受けるまでに要する費用
 - イ 公園 施行地区面積の3パーセントを超える面積に相当する用地費
 - ウ 公園施設整備(市長が必要と認めるものに限る。)整備に要する費用の2分の1
 - エ 道路 幅員8メートルを超える道路(橋梁を含む。)で、8メートルを超える部分の用地費及び工事費を幅員按分で求めた額
 - オ 歩行者専用道路(市長が必要と認めるものに限る。)幅員4メートル以上の歩行者専用道路について、用地費及び工事費
 - カ 水路 新設(機能交換を除く。)の水路(開渠及び函渠については内幅1メートルかつ深さ1メートル以上、管渠については内径700ミリメートル以上のものに限る。)

について、工事費

- キ 河川 用地費及び工事費のうち市長が必要と認めたもの
 - ク 埋蔵文化財 公共施設に係る埋蔵文化財調査に要する費用
 - ケ 事務費 別表第1により算出した額以内
- 2 前項の規定にかかわらず用地費については、前項第2号イからキまでの規定により算出した助成の対象となる用地面積、国庫補助対象事業面積及び公管金対象面積の合計が事業計画上の公共減歩面積を超える場合は、助成の対象としない。
- 3 助成金は、技術的援助を受けた施行者等に対して交付するものとする。

(技術的援助)

- 第4条 前条第1項第1号の規定する技術的援助とは次の各号に掲げるものとする。
- (1) 施行者等が開催する地元説明会に関する助言
 - (2) 調査、測量、設計及び事業計画の作成に関する助言
 - (3) 組合の設立及び運営に関する助言
 - (4) 工事の設計及び監理に関する助言
 - (5) その他事業の施行上、市長が必要と認める事項に関する助言
- 2 技術的援助を受けるには、事業の施行地区となるべき区域内の土地の所有者及び借地権者の総数の80パーセント以上の同意を必要とするものとする。
- 3 施行者等が技術的援助を受けようとするときは、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、技術的援助すべきものと決定したときは、施行者等にその旨を通知するものとする。

(認可を受けるまでに要する費用)

- 第5条 第3条第1項第2号アに規定する認可を受けるまでに要する費用とは次の各号に掲げるものとする。
- (1) 事業計画作成に必要な調査等に要する費用
 - (2) 現況測量、基準点測量、地区界測量等の測量調査に要する費用
 - (3) 埋蔵文化財試掘調査に要する費用
 - (4) 事業計画書の作成に要する費用
 - (5) 事業推進のための費用(50万円を限度とする。)で次に掲げるもの
 - ア 講習会、各種研究会、勉強会等の開催に要する費用
 - イ 先進地等の視察に要する費用
 - ウ ア及びイに付帯する事務諸経費
- 2 前項に規定する費用は、初回の交付から3年度を限度として交付する。ただし、市長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

(助成金の充当範囲)

第6条 認可後の助成金の充当できる範囲は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付)

第7条 第3条第1項第2号アの助成を受けることができる施行者等は、準備会結成届及び技術的援助申請を行ったものに限る。

- 2 助成金を受けようとする施行者等は、毎年5月末日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、申請の期限を変更することができる。

(実績の確認)

第8条 助成金については、当該年度の実績に応じて額の確定を行うものとし、事業最終年度までに第3条第1項第2号アからキまでの助成合計額との調整を行うものとする。

(様式)

第9条 様式については、次の各号によるものとする。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 準備会結成届 | 様式第1号 |
| (2) 土地区画整理事業技術的援助申請書 | 様式第2号 |
| (3) 同意書 | 様式第3号 |
| (4) 土地区画整理事業技術的援助決定通知書 | 様式第4号 |
| (5) 土地区画整理事業組合設立準備助成金交付申請書 | 様式第5号 |
| (6) 土地区画整理事業組合設立準備助成金交付決定通知書 | 様式第6号 |
| (7) 土地区画整理事業組合設立準備助成金変更交付申請書 | 様式第7号 |
| (8) 土地区画整理事業組合設立準備助成金変更交付決定通知書 | 様式第8号 |
| (9) 土地区画整理事業組合設立準備助成金概算交付申請書 | 様式第9号 |
| (10) 土地区画整理事業組合設立準備助成金概算交付決定通知書 | 様式第10号 |
| (11) 土地区画整理事業組合設立準備助成金実績報告書 | 様式第11号 |
| (12) 土地区画整理事業組合設立準備助成金交付確定通知書 | 様式第12号 |
| (13) 土地区画整理事業組合設立準備助成金交付決定取消通知書 | 様式第13号 |
| (14) 土地区画整理事業組合設立準備助成金実施状況報告書 | 様式第14号 |
| (15) 土地区画整理事業助成金交付決定申請書 | 様式第15号 |
| (16) 土地区画整理事業助成金交付決定通知書 | 様式第16号 |
| (17) 土地区画整理事業助成金変更交付申請書 | 様式第17号 |
| (18) 土地区画整理事業助成金変更交付決定通知書 | 様式第18号 |
| (19) 土地区画整理事業助成金概算交付申請書 | 様式第19号 |

(20) 土地区画整理事業助成金概算交付決定通知書	様式第 20 号
(21) 土地区画整理事業助成金実績報告書	様式第 21 号
(22) 土地区画整理事業助成金交付確定通知書	様式第 22 号
(23) 土地区画整理事業助成金交付決定取消通知書	様式第 23 号
(24) 土地区画整理事業助成金実施状況報告書	様式第 24 号

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附則 1

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に助成を受けている施行者等の助成金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

事務費は、助成金に対する事務費とし、次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

区 分	事務费率
5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%
1 億円を超え 3 億円以下の金額に対して	3.5%
3 億円を超え 5 億円以下の金額に対して	2.0%
5 億円を超え 10 億円以下の金額に対して	1.0%
10 億円を超え 30 億円以下の金額に対して	0.5%
30 億円を超える金額に対して	0.5%

別表第 2 (第 6 条関係)

種 別	助成金の充当できる範囲
移転・移設	損失補償基準により、施行者等の負担となるべきもの
工 事	公管金の対象工事を除く、施行者等の負担となるべきもの
調 査 設 計	事業を推進する為に必要な調査設計で施行者等の負担となるべきもの
事 務 費	都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領の事務費規定によるもの